

学校関係者の皆さまへ

働く人たちを守る法律についてご説明します

生徒の皆さんにとって将来必ず必要となる労働法の知識を、今、この機会に

このような疑問にお答えします！



- 「労働契約って口約束でもいいの？」
- 「深夜遅くまで残業させていいの？ 上限ってあるの？」
- 「会社が倒産して賃金が未払いの場合、
何か使える制度はあるの？」
- 「アルバイトは年休をもらえないの？」
- 「残業代（割増賃金）について知りたい！」

岩手労働局が行う「出前講座」の特徴

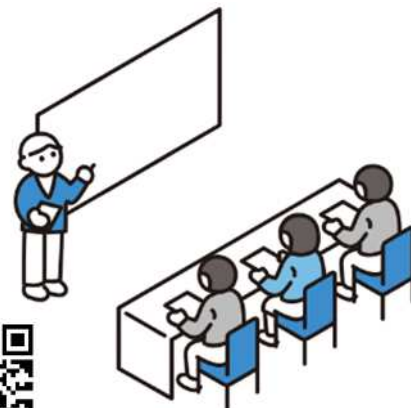
- ☑ 経験豊富な労働基準監督官が、働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説します。
- ☑ 45分間や60分間など、ご希望の授業の長さに合わせて開催できます。
- ☑ 教材となる資料は、労働局で御用意いたします。
- ☑ 講師派遣に必要な交通費や謝金などは、一切不要です。（無料です）



厚生労働省は、将来、社会に出て働く中学生や高校生等が労働関係法規について理解を深めることは、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切です。

岩手労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーには、パワハラ・セクハラ、解雇、賃金不払等 多くの相談が寄せられ、令和5年度は11,564件となり、10年連続で1万件を上回っています。

生徒の皆さんにとって将来必ず必要となる労働関係法規の知識を身につけるために、この「出前講座」をお気軽に御活用ください。



申し込みはこちらへ

kantokuka-iwatekyoku@mhlw.go.jp



令和 年 月 日

岩手労働局労働基準部監督課 御中

「出前講座 講師派遣申込書」

岩手労働局 労働基準部 監督課

学 校 名			
所 在 地			
電 話 番 号 (e-mail)	T E L		
	e-mail		
担当者 職・氏名			
ご希望日	第 1 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
	第 2 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
	第 3 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
お聞きになりたいこと			
受講者数			
講義会場			

岩手労働局 労働基準部 監督課

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9 番 15 号 盛岡第 2 合同庁舎 5 階

電話 019 - 604 - 3006 e-mail kantokuka-iwatekyoku@mhlw.go.jp

日程等については、おってご連絡の上、調整させていただきます。

令和 7 年 5 月